

# **石巻市災害時備蓄計画**

## **—改定版—**

**令和7年12月**  
**石巻市**

## 目次

1 はじめに	2
2 備蓄計画の基本的な考え方について	2
3 備蓄物資目標数量	3
4 備蓄品目及び目標数量	4
5 配備（購入）計画	10
6 備蓄物資の管理	10
7 備蓄場所	11
8 市民による非常用持出品（家庭内備蓄）の促進	12
9 各種協定に基づく支援	13

## 資料編

1 年次備蓄配備計画	17
------------	----

## 1 はじめに

本市においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年2月に「石巻市災害時備蓄計画」を策定し、非常用持出品を持ち出せなかった避難者のために、避難所・津波避難ビルとなる公共施設に各種備蓄品を配備してきた。

前回の備蓄計画の改定から4年が経過したことを踏まえ、計画内容の見直しを行うにあたり、令和6年12月に内閣府が能登半島地震を受けて改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、さらに令和7年7月に改正された「災害対策基本法」を基に備蓄品目及び備蓄数量について見直しを行い、市として必要な物品と目標数量を定める。

今後も引き続き、市では法令や指針の改定に応じて備蓄計画の内容を見直すとともに、市民、事業所、自主防災組織等に対し、日頃から災害に備えた備蓄の必要性を周知し、災害時に市民、事業所、自主防災組織と行政が一体となって適切な対策を講じることで、地域防災力の充実・強化を図っていく。

## 2 備蓄計画の基本的な考え方について

本市では、今後発生する可能性のある津波に対し、円滑な避難を行うために必要な事項を示し、市民等の生命、身体の安全を確保することを目的に、令和5年10月に石巻市津波避難計画を策定し、避難対象地域に居住する市民91,462人を想定避難者としていることから、この想定避難者数に基づき各避難所等へ整備する備蓄品の数量を算出する。

市は、市民自らが非常持出品として食糧品等を備蓄することを基本としつつも、災害時に市民が備蓄品を持ち出す割合を、令和7年5月に実施した石巻市総合計画後期基本計画の策定に係る市民アンケートにおいて、市民の66.43%が災害に備え備蓄しているとの結果であったことや、平成24年12月に発生した津波警報時において、避難者の約8割が非常用持出品を持参していたという検証結果があることから、避難者の70%が備蓄品を持ち出すと想定する。これにより、市は備蓄品を持ち出せなかった30%の避難者に対し、1日3食3日分の備蓄品を確保するものとする。なお、発災後4日目以降については、流通備蓄による対応を行うものとする。

食料備蓄以外の備蓄品目及び数量については、令和7年7月1日付府政防第1051号消防災第104号で内閣府政策統括官（防災担当）消防庁次長より通知のあった「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」により示された備蓄数量最低必要数量の算出式の例を基に算出し、当該通知に算出式のないものについては、各施設の収容人数、面積等を基に必要数量を設定し、配備を行うものとする。

### 3 備蓄物資目標数量

#### (1) 市民（非常用持出品・家庭内備蓄）

避難者全体（91,000人）のうち、70%の63,700人が備蓄品を持ち出すと仮定する。

#### (2) 市（市内避難所・避難ビル等）

市は、避難者全体のうち、30%の27,300人の物資を備蓄する。

## 4 備蓄品目及び目標数量

### (1) 備蓄品目

備蓄品目	避難所	ビル等	集中備蓄
食糧品(アルファ米・パン等)	○	○	○
非常用飲料水	○	○	○
粉ミルク			○
毛布	○	○	○
簡易トイレ(座型)	○	○	○
トイレテント	○	○	○
携帯トイレ	○	○	○
トイレットペーパー	○	○	○
段ボールベッド・簡易ベッド	○		○
テント・パーティション	○		○
懐中電灯・ランタン	○		○
乾電池	○		○
発電機	○		○
発電機用燃料	○		○
延長コード	○		○
投光器等照明器具	○		○
暖房器具	○		○
扇風機	○		○
簡易担架	○	○	○
救急セット	○	○	○
子供用おむつ			○
大人用おむつ			○
生理用品			○
避難所開設セット (手指消毒液、ウェットティッシュ、マスク、ハンドソープ、使い捨て手袋、感染対策用ガウン、ブルーシート、ラインテープ、ポリ袋、ごみ袋、ラジオ、サインペン、ボールペン、ハサミ等)			○

(2) 目標数量

備蓄品目	積算方法		備 考				
食糧品（アルファ米・パン等）	<p>令和7年7月1日付府政防第1051号消防災第104号で内閣府政策統括官（防災担当）消防庁次長より通知のあった「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」（以下「災対法算出式例」という。）に示された算式に基づき算出する。</p> <p>（避難者数×1人1日あたり必要量3食×3日分）</p> $91,000 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日分} = 819,000 \text{ 食}$		アルファ米は、食物アレルギーを有する避難者に配慮したものを備蓄する。				
	<table border="1"> <tr> <td>市民</td><td>573,300食</td></tr> <tr> <td>市</td><td>245,700食</td></tr> </table>		市民	573,300食	市	245,700食	
市民	573,300食						
市	245,700食						
非常用飲料水	<p>災対法算出式例に示された算式に基づき算出する。</p> <p>1人あたり1日3リットル3日分とする。</p> $91,000 \text{ 人} \times 0.5 \text{ リットル} \times 6 \text{ 本} \times 3 \text{ 日分} = 819,000 \text{ リットル}$		0.5リットルのペットボトルを各施設に備蓄する。				
	<table border="1"> <tr> <td>市民</td><td>573,300リットル</td></tr> <tr> <td>市</td><td>245,700リットル</td></tr> </table>		市民	573,300リットル	市	245,700リットル	
市民	573,300リットル						
市	245,700リットル						
粉ミルク	<p>災対法算出式例に示された算式に基づき算出する。</p> <p>（避難者数×0歳人口比率×1人1日あたりの必要量（粉ミルクは140g）×3日分）</p> <p>1本あたり13～14gを想定して算出する。</p> $91,000 \text{ 人} \times 0.4\% \text{ (石巻市の0歳児人口比率)} \times 10 \text{ 本} \times (1 \text{ 日あたりの必要量}) \times 3 \text{ 日分} = 10,920 \text{ 本}$ <p>※市が用意する粉ミルクの内、163本はアレルギー対応ミルクとする。</p>		用意するミルクのうち、5%をアレルギー対応ミルクとする。 （石巻市の市立保育所におけるアレルギー対応ミルク使用人数を参考として算出）				
	<table border="1"> <tr> <td>市民</td><td>7,644本</td></tr> <tr> <td>市</td><td>3,276本</td></tr> </table>		市民	7,644本	市	3,276本	
市民	7,644本						
市	3,276本						

備蓄品目	積算方法		備 考
毛布	災対法算出式例に示された算式に基づき算出し、1人あたり2枚とする。毛布は、1枚は市民が持ち出すことを想定する。		
	市民	91,000枚	
	市	91,000枚	
簡易トイレ(座型)	「避難生活における良好な生活環境確保に向けた取組指針」(内閣府(防災担当)令和6年12月改定)に基づき算出し、避難者50人につき、1基とする。		
	市	1,820基	
トイレテント	「避難生活における良好な生活環境確保に向けた取組指針」(内閣府(防災担当)令和6年12月改定)に基づき算出し、避難者50人につき、1張とする。 (簡易トイレ(座型)と同数とする。)		
	市	1,820張	
	災対法算出式例に示された算式に基づき算出する。 (避難者数×上下水道支障率×1人1日あたり使用回数5回×3日分) 91,000人×71% (上下水道支障率(石巻市での断水率)) ×5回×3日分 =969,150回		
携帯トイレ	市民	678,405回分	携帯トイレ・便袋を備蓄する。
	市	290,745回分	
	災対法算出式例に示された算式に基づき算出する。 (避難者数×1人1日あたりの必要量0.18巻×3日分) 91,000人×0.18巻×3日分 =49,140巻		
トイレットペーパー	市	49,140巻	トイレットペーパーは、全数を市で備蓄する。

備蓄品目	積算方法		備 考
段ボールベッド 簡易ベッド	各避難所に10台を基本とし、940台を配備するとともに、集中備蓄として360台を配備し、合計1,300台を配備する。 なお、段ボールベッド・簡易ベッドは、高齢者や障がい者等のために使用する等状況に応じて臨機応変に使用する。		
	市	1, 300台	
テント・パーティション	避難所の使用可能面積100m <sup>2</sup> につき6個とし、施設の面積に応じて算出する。		
	市	4, 120張	
懐中電灯・ランタン	避難所の使用可能面積100m <sup>2</sup> につき6個とし、施設の面積に応じて算出する。 (テント・パーティションと同数とする。)		
	市	4, 120個	
乾電池	各避難所の懐中電灯及びランタンの個数に応じて算出する。		
	市	4, 120個分	
発電機	各避難所に2台を基本とし、収容人数100人以下の施設は1台として算出する。		ガス式又はガソリン式とする。
	市	230台	
発電機用燃料	各避難所の発電機の台数に応じて算出する。		備蓄する燃料は、カセットボンベ又はガソリン及びオイルとする。
	市	230台分	
コードリール	各避難所に2個を基本とし、収容人数100人以下の施設は1個として算出する。 (発電機と同数とする。)		
	市	230個	
投光器等照明器具	各避難所に2台を基本とし、収容人数100人以下の施設は1台として算出する。各施設2台を基本とする。 (発電機と同数とする。)		
	市	230台	

備蓄品目	積算方法		備 考
暖房器具	各避難所4台を基本とし、収容人数100人以下の施設は、2台として算出する。		
	市	390台	
扇風機	各避難所4台を基本とし、収容人数100人以下の施設は、2台として算出する。		備蓄する扇風機は工業用扇風機とする。
	市	390台	
簡易担架	避難所及び避難ビル等に1台を配備する。		
	市	144台	
救急セット	避難所及び避難ビル等に1セットを配備する。		
	市	144セット	
子供用おむつ	災対法算出式例で示された算式に基づき算出する。 (避難者数×0～2歳人口比率×1人1日あたりの使用量8枚×3日分) 91,000人×1.3% (石巻市の0～2歳の人口比率) ×8枚 (1人あたりの1日の必要量) ×3日分=28,392枚		子供用おむつは、衛生管理が必要な物品であるため、清潔な状態を保つために、集中備蓄で管理する。
	市民	19,878枚	
	市	8,518枚	
大人用おむつ	災対法算出式例で示された算式に基づき算出する。 避難者数×要介護3以上の高齢者(施設などに未入居)の割合×1人1日あたりの必要量8枚 ×3日分 91,000人×0.8% (石巻市の要介護3以上の高齢者(施設等に未入居)の割合) ×8枚 (1人あたりの1日の必要量) ×3日分 =17,472枚		大人用おむつは、衛生管理が必要な物品であるため、清潔な状態を保つために、集中備蓄で管理する。
	市民	12,230枚	
	市	5,242枚	

備蓄品目	積算方法	備 考
生理用品	<p>災対法算出式例で示された算式に基づき算出する。</p> <p>(避難者数×12～51歳女性人口比率×1人7日間あたり必要量30枚×1/7※1×1/4※2×3日間)</p> <p>91,000人×18%（石巻市の12～51歳の女性の人口比率）×30枚（1人7日あたりの必要量）×1/7×1/4×3日分</p> <p>=<b>52,650枚</b></p>	<p>生理用品は、衛生管理が必要な物品であるため、清潔な状態を保つために、集中備蓄で管理する。</p> <p>※1 生理期間における1日あたりの必要量を求めたもの</p> <p>※2 生理期間を4週に1回と想定したもの</p>
	市民 36,855枚	
	市 15,795枚	
避難所開設セット (手指消毒液、ウェットティッシュ、マスク、ハンドソープ、使い捨て手袋、感染対策用ガウン、ブルーシート、ライシテープ、ポリ袋、ごみ袋、ラジオ、サインペン、ボールペン、ハサミ等)	<p>各避難所1セットを基本とする。</p> <p>ただし、避難所の収容人数に応じて臨機応変に対応することとする。</p>	<p>避難所開設セットは使用期限が短いものや清潔な状態を保つ必要があるもの多いため、集中備蓄で管理する。</p> <p>なお、物品はコンテナに入れ、災害時に避難所担当職員が持ち出す。</p>

## 5 配備（購入）計画

備蓄品の配備計画を次のとおりとする。

### （1）避難者用備蓄及び集中備蓄

ア 食糧品、非常用飲料水については、5年の賞味期限の製品を購入し、各施設において4年ごとに入れ替えを行い、合計245,700食・リットルを備蓄する。

また、アルファ米については、アレルギーを有する避難者に配慮し、アレルギー28品目不使用のものを備蓄する。

イ 粉ミルクについては、18箇月の賞味期限の製品を購入し、毎年入れ替えを行う。また、アレルギーを有する避難者に配慮し、アレルギー対応ミルクを一部備蓄する。

ウ 毛布は、20年サイクルで入れ替えを行うこととし、今後の入れ替えの予定については、別途定めるものとする。

エ 避難所・避難ビル等への配備予定については、別に年次備蓄配備計画にて定める。

オ 段ボールベッド・発電機等の資機材、その他備蓄品については、補助金等を活用し、一括して購入する。

### （2）備蓄品の有効活用

賞味期限や消費期限を有する備蓄品については、期限を迎える前に地域や学校の防災訓練等で活用し、防災啓発を行うことで市民の防災意識の高揚を図る。

## 6 備蓄物資の管理

災害時の備蓄品については、実際に使用するのが施設管理者や市民であることから、市と各施設管理者（各学校・民間事業者等）、市民が協力して管理を行う必要がある。

そのため、備蓄品の管理方法について、施設管理者や地域住民等の関係機関と十分に協議を行い、理解と協力を得ながら、災害時に速やかに対応できる体制づくりを進める。

## 7 備蓄場所

### (1) 市内避難所・避難ビル等

市は、大規模災害発生時の避難所・避難ビル等に指定された市内144箇所の施設に備蓄品を配置する。

#### ア 学校施設

空き教室の活用や、各学校へ配置している防災倉庫を活用して備蓄する。

#### イ 集会所等

#### ウ 津波避難タワー・津波避難ビル

#### エ 高台避難場所

市が整備した高台避難場所に備蓄品を収納する防災倉庫を設置して備蓄する。

### (2) 市による集中備蓄

市は、石巻市防災センター、南境集中備蓄倉庫、各総合支所・各支所を活用して、集中備蓄を行い、各避難所・避難ビル等からの要請に基づき配達する。

### (3) 市民による非常用持出品（家庭内備蓄）

市民は、災害が発生した際に備蓄品を持ち出せるよう、平時から非常用持出品を準備し、災害発生時に持参して避難する。

### (4) 自主防災組織等による防災備蓄（地域内備蓄）

自主防災組織等において、避難者へ食糧等の提供を行う。

### (5) 災害協定先や市民による炊き出し

市は、あらかじめキッチンカー等を有する民間事業者と災害時における炊き出し等に関する協定を締結し、避難所等へ温かい食事を提供する。また、災害時において、市民や民間事業者等の協力による炊出支援により、避難所等へおにぎり等の配給を行う。

### (6) 災害協定による流通業者の物資（流通備蓄）

あらかじめ流通業者等と、災害時における物資の供給協力に関する協定を締結し、食糧等が不足する避難所等へ迅速に配分する。

## 8 市民による非常用持出品（家庭内備蓄）の促進

「自らの生命は自らが守る」という防災の基本に基づき、各家庭において、災害時に持ち出せる備蓄品を備えておくことが重要であり、継続的に広報を行いながら、家庭内備蓄を促進していく。

なお、家庭内備蓄は、最低3日分、可能であれば1週間分の備蓄を推奨する。

### （1）非常用持出品の準備

各家庭では、次のものを非常用持出品として備えることが必要となる。

また、非常用持出品は、リュックサック等の持ち運びしやすいものに収納し、すぐに持ち出せる場所に保管する。

#### 【最低限必ず備蓄するもの】

食糧、飲料水（長期保存可能なもの）、携帯トイレ、ラジオ、懐中電灯等

#### 【その他の備蓄品】

毛布、タオル、粉ミルク、おむつ、生理用品、ティッシュ、救急医薬品、常備薬（お薬手帳）、老眼鏡、携帯電話充電器、軍手等、防寒対策（使い捨てカイロ、帽子、手袋等）、暑熱対策（冷却タオル、瞬間冷却パック等）

### （2）備蓄食糧の条件

次のような条件を満たしたものが、備蓄食糧として適している。

- ア 日常生活にも使え、なおかつ長期保存に耐えられるもの
- イ 調理にあまり手間のかからないもの
- ウ 持ち運びに便利なもの
- エ 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

### （3）家庭での備蓄に適した食糧・飲料水

主食	米、パン、冷凍麺、インスタント麺、ビスケット、シリアル食品等
主菜	缶詰（肉類、魚介類）、レトルト食品、漬物等
汁物	スープ類（みそ汁、ポタージュ等）
嗜好品	飴、チョコレート、ガム、ようかん、乾物等
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク、栄養ドリンク等

上記の食糧・飲料水をローリングストック※することが望ましい。

※ローリングストックとは備蓄した食品を定期的に消費し、食べた分だけ買い足していく方法をいう。

## 9 各種協定に基づく支援

### (1) 流通備蓄

市は、平時から大規模災害発生時の物資調達のため、流通業者等と災害協定を締結し、災害時は協定先から物資の調達を行う。

なお、物資の調達については、発災から4日目以降の調達を想定する。

#### ●協定締結一覧（令和7年12月1日現在）

協定名	協定内容	協定先
日本水道協会東北支部災害時相互応援に関する協定書	東北地方支部(東北6県)間の応急給水、復旧等の相互協力	日本水道協会東北地方支部
日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」	県支部内（8都市）間の応急給水・復旧等の相互協力	日本水道協会宮城県支部
災害時における水道施設復旧応援に関する協定書	応急給水、応急復旧に必要な職員、資機材の派遣、提供	宮城県管工事業協同組合連合会
災害時における相互応援に関する協定書	埼玉県さいたま市との応急給水、応急復旧等の相互協力	さいたま市水道部
小型動力ポンプ付水槽車による緊急飲料水の供給等に関する協定書	大型水槽車による応急給水等	石巻地区広域行政事務組合
災害時における応急復旧活動等に関する協定書	応急給水、応急復旧、情報収集、広報活動等	石巻広域管工事業協同組合
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	応急生活物資供給	株セブンイレブンジャパン地区事務所
災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定書	応急生活物資供給	みやぎ生活協同組合
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	応急生活物資供給	株ツルハ
災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定書	資機材等物資の供給	DCM株
災害時における支援協力に関する協定書	応急生活物資の供給及び運搬	イオン株
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	一時避難場所及び食糧生活物資等の集積場所の提供	イオン株
災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	応急生活物資供給	仙台コカコーラボトリング株
災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	応急生活物資供給	株伊藤園古川支店

災害時における飲料供給に関する協定書	応急生活物資供給	サントリーフーズ㈱東北支社
災害時における飲料水の無償供給に関する協定書	災害時における飲料水の無償供給（河北地区）	株式会社ササコーテック
災害時における物資供給に関する協定書	応急生活物資の供給及び運搬	㈱コメリ
災害時における物資供給に関する協定書	応急生活物資の供給及び運搬	㈱ファミリマート
災害時における支援協力に関する協定書	救援物資の提供	㈱かほく・上品の郷
災害時における物資供給に関する協定書	応急生活物資の供給及び運搬	メタウォーター㈱
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資（燃料）の供給	㈱岩城屋商店
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資（木質燃料）の供給	㈱戸田商店
災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッドの供給	レンゴー㈱新仙台工場
災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッドの供給	今野梶包㈱
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資（蓄熱・保冷剤・油吸着剤）の提供	㈱アルファテクノ
災害時における資器材の優先提供協力に関する協定書	災害時における資器材の提供	㈱橋本店
災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定	災害時における炊き出しの実施	一般社団法人宮城キッチンカー協会

## (2) 物資等の管理

市が、流通備蓄で配送された物資を円滑に避難所へ届けるためには、仕分けの人員や場所等の物流に関する専門的な知識が必要となるため、これらに関する協定を締結し、物資の配送を行う。

### ●協定締結一覧（令和7年12月1日現在）

協定名	協定内容	協定先
広域石巻圏防災に関する相互応援協定書	広域石巻圏（旧1市9町）間の救助、復旧の相互協力	東松島市、女川町
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	県内全市町村相互間の物資、資機材の提供及び職員派遣	宮城県
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	茨城県ひたちなか市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	神奈川県平塚市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	東京都葛飾区
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	東京都中央区
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	大崎市、山形県新庄市、山形県酒田市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	秋田県湯沢市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	山形県河北町、徳島県藍住町
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	熊本県八代市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	香川県丸亀市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	東京都狛江市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	長野県諏訪市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	兵庫県芦屋市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	山口県萩市

災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	新潟県柏崎市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	東京都渋谷区
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	一時避難場所及び食料生活物資等の集積場所の提供	イオン株
災害時における支援協力に関する協定	支援物資の管理及び避難所等への物資配達	株佐川急便
緊急物資の輸送に関する協定書	生活救援物資等の輸送	公益社団法人 宮城県トラック協会
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資等の輸送	株三條商事
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資等の輸送	株サンワテック
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資等の輸送	株エハタ運輸
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資等の輸送	有信陽
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資等の輸送	株野川商店
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資等の輸送	株フジイ
災害時における支援協力に関する連携協定	災害時における物資等の輸送力の提供等	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークおよび株式会社東北丸和ロジスティクス

## 1 年次備蓄配備計画